

川越市立川越西小学校
いじめ防止基本方針

令和2年4月

川越市立川越西小学校

目 次

はじめに

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方 1

- 1 いじめの防止等に関する基本理念
- 2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針
- 3 いじめの定義

第2章 いじめの防止等のための組織体制 3

- 1 いじめ対策委員会
- 2 子どもいじめ対策委員会

第3章 関係機関との連携 4

第4章 いじめの防止等のための対策 5

- 1 いじめの未然防止
- 2 いじめの早期発見
- 3 いじめの対応
- 4 保護者・地域との連携
- 5 学校関係者評価による取組の検証
- 6 その他の留意事項

第5章 重大事態への対処 9

第6章 いじめの防止等のための対策の検証 12

はじめに

子どもは、社会にとってかけがえのない存在であり、その一人一人の心と体は大切にされなければならない。今や国の課題として挙げられるいじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響をもたらすだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

いじめは、いつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの被害者にも加害者にもなり得るものである。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を実現することは、学校や教育委員会を含めた、社会全体が取り組むべき重要な課題である。

そこで、川越市立川越西小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び「川越市いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「川越市基本方針」という。）を踏まえ、子ども一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会の実現のため、本校の児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの未然防止」「早期発見」「いじめの対応」の具体的な取組について示したものである。

いじめ対応へのキーワード

『いじめはどこにでもあるもの、いじめの一報を受けたらいじめの解消100パーセントを目指すのが本校のいじめ対応の共通認識とする。』

令和2年4月改定

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を侵害するだけでなく、子どもの生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、基本的人権を侵害するものである。

このことを踏まえ、いじめを防止し、すべての子どもたちが明るく、楽しく生活を送るための理念として、次の3つを示す。

いじめの防止等に関する基本理念

- (1) 全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- (2) 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童生徒において、いじめをしない心を育てる。
- (3) 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童生徒を守ることを共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

2 基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

いじめを防止するためには、子どもたちに、いじめをしない心を育てるとともに、大人がいじめを見逃さない環境を整え、社会全体がいじめをさせない、許さない姿勢で取り組む必要がある。そこで、いじめの防止等に関する基本理念を踏まえ、その具体的な対策に関する方針として以下に示す。

基本理念を踏まえた具体的な対策の方針

基本理念(1)に係る対策の方針

- ① 児童生徒からのいじめのサインを、見逃さないようにする。
- ② いじめが発生した場合には、迅速に組織で対応し、いじめられている児童生徒を絶対に守り通すとともに、いじめをしている児童生徒には、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

基本理念(2)に係る対策の方針

- ① 日常的にいじめの問題について触れ、児童生徒に、いじめを絶対に許さない態度を育てる。
- ② いじめの問題に対し、あらゆる教育活動を通して思いやりの心を育て、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめのない学校づくりをする。

基本理念(3)に係る対策の方針

- ① 学校、家庭、地域、関係機関が、いじめ問題についての情報を共有するとともに、連携していじめの防止及び早期解決に努める。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童（生徒）等に対して、当該児童（生徒）等が在籍する学校に在籍している等当該児童（生徒）等と一定の人的関係にある他の児童（生徒）等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条第1項）

具体的ないじめの様態は、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（国の基本方針より）

法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」に該当しない場合や、いじめを受けている本人がそれを否定している場合、学校外における人的関係に係わる場合など、いじめには多様な様態があることを踏まえなければならない。そのため、いじめを認知する際には、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど多くの情報を集めるとともに、特定の教員のみがいじめの認知をおこなうのではなく、様々な情報を基に、組織で行う必要がある。そこで、次の4つを、いじめを認知する際の方針として示す。

いじめを認知する際の方針

- (1) 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（学校いじめ対策委員会等）をもって行う。
- (2) けんかやふざけ合いであっても、見える場合であっても、見えない所で被害が発生しているばあいもあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- (3) いじめを受けている児童生徒の中には、自分がいじめを受けているという自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- (4) いじめの事実確認においては、当該児童生徒の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

第2章 いじめの防止等のための組織体制

1 いじめ対策委員会

学校は、法第22条の規定を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行う際の中核となる常設の組織として「いじめ対策委員会」を置く。

組織の構成員は、生徒指導部会等を中心、必要に応じて、自治会長やPTA役員、さわやか相談員、スクールカウンセラー等を含むものとする。

また、重大事案の調査や児童のケアが必要な際は、ケース会議を開く。構成員は、校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・養護教諭・関係主任等とする。必要に応じて、自治会長・青少年を育てる地区会議会長・民生委員・児童委員・PTA役員等を活用するなど、臨機応変に対応できる委員会にする。

いじめ対策委員会の具体的な役割は次の通りである。

- (1) 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- (2) いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- (4) いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。
- (5) 重大事態発生の際の調査機関としての役割。

2 子どもいじめ対策委員会

いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

構成員は、4，5，6年の代表委員とし、各学期1回程度代表委員会と合わせて開催する。

内容は、次の通りである。

- (1) いじめ撲滅に向けた話し合いを主体に行う。
- (2) 話し合いの結果を代表委員会として学校に提案する。
- (3) 提案した取組を推進する。

第3章 関係機関との連携

いじめの内容に応じて、関係機関との連携を図り、迅速な解決と未然防止を図る。

(1) 教育委員会、こども家庭課等との連携

- ・教育委員会、こども家庭課こども相談担当等への情報提供、連絡・報告・相談等
- ・教育センター分室（リバーラ）との連携
- ・いじめ発見チェックリストの活用（川越市いじめ対応マニュアル）
- ・さわやか相談員、スクールカウンセラーとの連携

(2) 警察との連携

- ・川越警察署との日常的な連携
- ・学校警察連絡協議会での情報の共有
- ・スクールサポーターとの連携
- ・連絡協議会における連携
- ・埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携による保護者への啓発

(3) 児童相談所との連携

- ・川越児童相談所との日常的な連携
- ・連絡協議会における連携

第4章 学校におけるいじめの防止等のための対策

1 いじめの未然防止

児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者となることなく、積極的に解決しようとする児童生徒の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等のあらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめとは何かについて考えたものを、具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどにより、児童生徒と教職員がいじめについての認識を共有する。
- (4) 道徳教育や、言語環境の整備等を含めた人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。また、児童生徒が主体的に自ら成長することを促すための社会性や人間関係スキルを高める意図的・計画的な指導を充実させる。
- (5) いじめが発生する背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとして関わっていることを踏まえ、一人ひとりを大切にしたいわかる授業、楽しい授業づくりを実現し、基礎学力の定着を図るとともに、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進める。
- (6) 一人ひとりの児童生徒の個性等への理解を深め、児童生徒が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人ひとりが活躍できる機会を提供する。
- (7) 道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、いじめに正面から向き合い、主体的にいじめの防止を訴える取組を推進する。
- (8) 児童生徒の健全育成に向け、「基礎的・基本的な知識・技能」「思考力・判断力・表現力」等を身につけさせるため、「川越市小・中学生学力向上プラン」を推進する。また、基礎学力の定着に向けた、個に応じたきめ細かな指導の充実を実現する。さらに、学力に対する自信のなさや不安を取り除き、自己肯定感や自己有用感を高めるため、全ての児童生徒が参加、活躍できる指導方法の工夫改善を推進する。学習面及びいじめ対応を含めた生徒指導面の両面における、9年間を見通した指導体制の充実を図るため、小中連携を一層推進する。

2 いじめの早期発見

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、些細な兆候（遅刻、欠席の増加、服装や言葉の乱れも服務）であっても、いじめではないかとの疑いを持って、隠したり軽視したりすることなく、学校全体で情報を共有し早期に対応し、いじめを積極的に認知する。

- (1) 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、児童生徒及び保護者が日頃からいじめを訴えやすい機会や場をつくる。
- (2) 生活ノートや個人面談、家庭訪問の機会を通し、日頃から児童生徒の様子や行動に気を配る。
- (3) 家庭訪問や保護者アンケート調査を積極的に行い、家庭と連携して児童生徒を見守る。
- (4) 地域（学校応援団等）や関係機関と日常的に連携し、積極的に情報の共有を行う。
- (5) パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見が難しいため、児童生徒の変化を見逃さず、教育相談等によりいじめの実態を掴む。

3 いじめの対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童生徒（その保護者への支援も含む。）を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ②「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ③いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。
- ④発見・通報を受けた教職員は、学校いじめ対策委員会で直ちに情報を共有する。
- ⑤速やかに関係児童生徒から事情を聴き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑥校長は、教育委員会に事実確認の結果を報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ⑦指導が困難な際、または児童生徒の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがある際は、ためらうことなく、所轄警察署・児童相談所・庁内

関係課と連携して対処する。

(2) いじめられた児童生徒及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童生徒から、事実関係の聴き取りを行う。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ②状況に応じて、見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ③いじめられた児童生徒に寄り添い、支えることのできる校内体制をつくる。
- ④状況に応じて、いじめをした児童生徒を別室で指導する。
- ⑤必要に応じて、いじめられた児童生徒の心のケアのため、さわやか相談員やスクールカウンセラー、学級運営支援員オールマイティーチャー、スクールボランチ、スクールソーシャルワーカーの協力を得る。
- ⑥解決したと思われる場合も、見守りながら経過を観察し、折に触れ必要な支援（長期休業前の事前指導や長期休業中の家庭との緊密な連絡など定期的な状況把握や見届け）を行う。

(3) いじめをした児童生徒への指導及びその保護者への助言

- ①いじめをしたとされる児童生徒から、事実関係の聞き取りを行う。いじめが確認された場合、複数の教職員、必要に応じてさわやか相談員やスクールカウンセラーなどの協力を得て、組織的に対応し、いじめをやめさせ、その再発を防止する対応をとる。
- ②迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求める。
- ③いじめをした児童生徒への指導の際、「いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であること」を理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④いじめをした児童生徒が抱える問題、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の健全な人格の形成に配慮する。
- ⑤個々の状況に応じた指導や警察との連携による対応も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ②誰かに知らせる勇気を持つよう伝えるとともに、はやしたてるなど同調する行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、

直ちに削除する対応をとる。

- ②必要に応じて、法務局、警察署と連携して対応する。
- ③ネットパトロールと連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ④ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知する。
- ⑤パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用したいじめについては、発見しにくいいため、情報モラル教育の推進を進めるとともに、これらについての保護者への啓発を進めていく。

4 保護者・地域との連携

いじめ問題の早期発見・早期解決と未然防止に向けた学校と家庭、地域の取組を支援する。

- (1) 相談窓口の周知
 - ・「相談窓口広報パンフレット（ストップいじめ）」の配布による、相談窓口の周知
- (2) 情報モラルの啓発
 - ・家庭教育学級及び川越市 PTA 連合会の研修会等における情報モラルの啓発
(埼玉県警察本部サイバー犯罪対策課との連携)
- (3) いじめの未然防止の広報啓発
 - ・「相談窓口広報パンフレット（ストップいじめ）」の配布による、いじめの未然防止の啓発
- (4) 基本方針の周知
 - ・基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。
- (5) 地域との連携
 - ・子ども会育成会や子どもサポート委員会、青少年を育てる地区会議などが主催する体験的活動等を通して異年齢集団や地域の人との人間関係の中で豊かな心を育む。

5 学校関係者評価による取組の検証

問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、実態に即した目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。取組状況等の検証については、学校いじめ対策委員会が行う。

6 その他の留意事項

(1) 校内研修の充実

- ・いじめ防止年間計画に基づき、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

(2) 校務の効率化

- ・教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、校務の効率化を図る。

第5章 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、同種の事故の発生防止に資するため、速やかに適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会や保護者に必要な情報を適切に提供する。

(1) 重大事態の定義

重大事態とは、いじめにより、児童生徒に、次のような重大な被害等が生じた疑いがあると認める場合とする。

- ①児童生徒が自殺を企図した
- ②身体に重大な傷害を負った
- ③金品等に重大な被害を被った
- ④精神性の疾患を発症した
- ⑤相当の期間（年間30日）学校を欠席することを余儀なくされた
- ⑥その他校長や教育委員会が認めるもの

※児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の日数に関わらず、学校、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生時の報告

重大事態が発生した場合、学校は教育委員会へ発生を報告する。その際、調査の主体が学校になるのか教育委員会になるのかを確認する。

(3) 重大事態の調査について

- ①学校は教育委員会の指導・助言のもと、重大事態の調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ②組織の構成については、学校が主体で調査を実施する場合には、学校いじめ対策委員会に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- ③いじめ行為の事実関係を、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校はどのように対応したのかを客観的に速やかに明確にする。

(4) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ①事実関係の確認とともに、いじめをした生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

- ②いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先として調査を実施する。
 - ③いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- (5) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合
- ①児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、その上で調査を行う。
 - ②調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査が考えられる。
- (6) 調査結果の提供
- ①調査で明らかになった事実関係を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し適切に提供する。
 - ②いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。
 - ③これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。
 - ④アンケートによる調査については、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
 - ⑤学校が調査を行う際、教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。
- (7) 調査結果の報告
- ①調査結果については、学校は教育委員会に報告する。（学校は「いじめ問題重大事態調査報告書」にて報告）
 - ②上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所

見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

(8) 留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷付き、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

第6章 いじめの防止等のための対策の検証

対策委員会において毎年度、各施策の効果を検証し、川越市立川越西小学校いじめ防止基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。